

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 3 6 号

## 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第63条第3項各号列記以外の部分中「第23条」の次に「、第24条」を、「第27条第2項」の次に「、第28条第1項」を加え、「及び第4項を除く」を「を除く」に改め、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 法第3条第2項の規定により第24条（外壁（延焼のおそれのある部分に限る。以下この号において同じ。）に係る部分に限る。）、第28条第1項（外壁に係る部分に限る。）又は第30条第4項（外壁に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における外壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替
- (2) 法第3条第2項の規定により第24条（軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。以下この号において同じ。）に係る部分に限る。）、第28条第1項（軒裏に係る部分に限る。）又は第30条第4項（軒裏に係る部分に

限る。)の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根及び外  
壁以外の部分に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。